

岩手県告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営弁天地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
和賀郡西和賀町沢内字弁天24地割	36番3	田	田	1,006	83
〃	38番1	〃	〃	1,151	225
〃	61番3	〃	〃	1,226	193
〃	77番4	〃	〃	1,848	411
〃	107番3	〃	〃	2,614	454
〃	109番3	〃	〃	1,617	525
〃	113番3	〃	〃	1,715	186
〃	113番4	〃	〃	1,579	238
〃	120番6	〃	〃	1,593	496
〃	132番3	〃	〃	1,531	149
和賀郡西和賀町沢内字弁天25地割	11番	〃	〃	1,654	105
〃	17番1	〃	〃	1,468	408
〃	26番1	〃	〃	1,628	407
〃	38番3	〃	〃	948	320
〃	91番1	〃	〃	1,554	254
和賀郡西和賀町沢内字弁天27地割	21番1	〃	〃	1,358	224
〃	21番2	〃	〃	1,205	63
〃	32番3	〃	〃	1,719	667
〃	44番1	〃	〃	694	223
〃	75番1	〃	〃	966	41
〃	131番1	〃	〃	2,240	217
和賀郡西和賀町沢内字弁天28地割	4番1	〃	〃	2,360	711
〃	7番11	〃	〃	1,931	65
〃	17番3	〃	〃	2,525	413
〃	20番1	〃	〃	2,536	420
〃	21番	〃	〃	1,349	380
〃	55番20	〃	〃	1,966	591
〃	55番37	〃	〃	2,216	578
〃	55番126	〃	〃	1,683	374
〃	55番140	〃	〃	2,314	694
〃	55番153	〃	〃	2,622	203